

令和4年生駒市教育委員会

第3回定例会 議案

令和4年3月25日

生駒市教育委員会

令和4年生駒市教育委員会(第3回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
議案第12号	生駒市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について	1
議案第13号	生駒市教育委員会行政文書規則の制定について	2
議案第14号	生駒市学校歯科医の委嘱について	3
議案第15号	令和4年度社会教育基本方針及び重点目標について	4
議案第8号	令和4年度第2次生駒市教育大綱アクションプランの策定について	5
議案第9号	生駒市いじめ防止基本方針の改定について	6

議案第 1 2 号

生駒市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会会議規則（昭和 6 0 年 4 月生駒市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

第 4 条の 2 委員は、教育長が必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議に参加することができる。この場合において、当該方法により会議に参加した委員は、前条第 1 項の指定の場所に参集し、会議に出席した委員とみなす。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 13 号

生駒市教育委員会行政文書規則の制定について

上記議案を提出する。

令和 4 年 3 月 25 日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市教育委員会行政文書規則

生駒市教育委員会が保有する行政文書の管理その他の取扱いについては、市長の事務部局の例による。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 4 号

生駒市学校歯科医の委嘱について

生駒市学校歯科医に、下記の者を委嘱したいから、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号)第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和4年3月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

記

委嘱：令和4年4月1日付（任期：令和5年3月31日まで）

職 名	推薦団体	氏 名	学校名
学校歯科医	生駒市歯科医師会	江口 慶樹	真弓小学校
学校歯科医	生駒市歯科医師会	佐々木 昇	上中学校
学校歯科医	生駒市歯科医師会	牧田 正	あすか野幼稚園

議案第 15 号

令和 4 年度生駒市社会教育基本方針及び重点目標について

令和 4 年度生駒市社会教育基本方針及び重点目標について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 3 条の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 25 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

議案第 8 号

令和 4 年度第 2 次生駒市教育大綱アクションプランの策定について

令和 4 年度第 2 次生駒市教育大綱アクションプランの策定について、別冊の
おり提出する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

議案第9号

生駒市いじめ防止基本方針の改定について

生駒市いじめ防止基本方針の改定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第1号の規定により、別冊のとおり提出する。

令和4年3月25日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

